

主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金三万円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金二〇〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

豊島簡易裁判所は、昭和六〇年二月四日、「被告人は、酒気を帯び、呼気ーリットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、昭和五九年一〇月一二日午後九時一五分ころ、東京都練馬区 a b 丁目 c 番地付近道路において、普通乗用自動車を運転した」という事実を認定したうえ、道路交通法六五条一項その他の関係法条を適用し、被告人を罰金四万円に処する旨の略式命令を発し、昭和六〇年二月二四日この命令は確定した。

しかしながら、右法条違反の罪の罰金の法定刑は、三万円以下であつたから、被告人を罰金四万円に処した右略式命令は、法令に違反し、被告人のために不利益である。

よつて、刑訴法四五八条一号により、原略式命令を破棄し、被告事件について更に次のとおり判決する。

原略式命令の確定した事実法令を適用すると、被告人の所為は、道路交通法六五条一項、道路交通法の一部を改正する法律（昭和六一年法律第六三号）附則三項、同法による改正前の道路交通法一一九条一項七号の二、道路交通法施行令四四条の三に該当するので、所定刑中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を罰金三万円に処し、刑法一八条を適用して主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官関場大資 公判出席

平成元年五月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	牧		圭	次
裁判官	藤	島		昭
裁判官	香	川	保	一
裁判官	奥	野	久	之